

第4回
消防計画の未作成に関する
大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会
議事録

令和5年3月23日
大槌町役場 3階大会議室

開会 午後3時00分

1 開会

事務局（沼田）：それでは、ただいまより「第4回消防計画の未作成に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」を開催します。

本日出席の委員の確認をいたします。まず、委員長の松本良啓先生。続いて、委員の相高宏太先生。そして同じく委員の細川恵喜先生。「第4回消防計画の未作成に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」の出席者は、以上3名の委員となります。

大槌町第三者委員会設置条例第6条の規定により委員の過半数の出席をいただいておりますので、本日の委員会が成立していることを冒頭でご報告させていただきます。

それでは議事に進みます。以降につきましては、松本会長に進行をお願いいたします。



2 議事

(1) ヒアリングの結果報告について

松本会長：よろしくお願ひします。それでは進行して行きたいと思ひます。今日の議事としては前回の委員会期日から本日までの間にまずヒアリングを実施したということがございます。ヒアリングの結果につきまして、報告をしていきたいと思ひますので、これが議事の一つ目です。議事の二つ目が、答申に向けた具体的な作業ということになっております。ヒアリングの結果報告について、事務局から特に報告事項はないということではよろしいですか。

事務局（関谷）：はい。特にございません。

松本会長：そうしましたら、むしろこちら側でやったほうが良いかと思ひますので、概要を報告いたしますと、前回の委員会期日の後に対象者等を確定して、参加対応いただける方を確認した上で、合計で7名のヒアリングを実施したということになっております。ヒアリングの具体的な反訳のようなものは頂戴しており、それを公開用に整理を始めているところでございます。本日までに私のほうで少し手を加えたものに、さらに事務局の方で整理してくださったものが今日の資料の「資料2」になっているものでございます。

「資料1」は前回の議事録ということになっています。議事録も一応公開されるのでしたか。

事務局（関谷）：はい。議事録も公開しております。

松本会長：議事録が公開されていると、誰にヒアリングをしたのか実名が出てしまっているということになりますか。

事務局（関谷）：そこは隠しております。

松本会長：なるほど、分かりました。そうすると、私どもの手元にあるものに少し加工を施して、例えば個人名に「Aさん」「Bさん」という形になっているものが公開されているということではよろしいですか。

事務局（関谷）：そうです。

松本会長：そうすると、ヒアリングにつきましても、基本的に個人名は伏せていく必要があるのかなと思ひましたので、まず「資料2」の元になるところで、私のほうではなるべく対象者の方や、回答の中も個人名を消す形で手直しをしました。ただ、すみません、私の漏れがいくつかあったようで、現状まだ残っているところがあります。これについては、可及的速やかにお直し版を出していきたいと思ひしておりますので、そこは改めて確認していただければと思ひます。

ヒアリング要旨を作成していくということは、この議事の進行にも資するところではあるかと思ひしておりますので、この「資料2」をベースに、要旨はこのようなまとめ方でよろしいかどうかというところを議論していきたいと思ひしております。

まずヒアリングの委員からの質問につきましては、ある程度まとめていく必要があろうかと思ひしております。例えば誰がどういう質問をしたかということも、残すこともできなくはないですが、あまり意味はないかなと思ひましたので、質問者が誰かという欄は消す形で整理をしております。

それから、当日は各委員が個別に順番に質問しておりますので、例えば委員が変わったところで、少し話題が前に戻って質問するようなこともあったので、順番にやっていると質問の内容について少し前後したりということもあつたりするのですが、なるべく同じテーマのポイントはまとめていきたいと思っております。

私を作った段階では、まだそこがあまり整理できなかったのですが、おそらく事務局での「資料2」でさらに手を加えた時には、ポイントも少しまとめてくださったのですかね。そういうことであれば、この「資料2」のまとめ方で、大体良いのかなと思っておりますが、委員の先生方は多分初見になってしまいますので、これを見ていただいて、もしここは直した方がいい等があれば、後日ご意見をいただくということにしたいと思っております。方向性としてはこのような感じでよろしいですか。

細川委員：方向性自体は、異議ございません。

相高委員：はい。異議ございません。

松本会長：簡単に言うと、こういうまとめ方をしていきましょう、なるべくポイントを絞って「質問と回答」というふうにしていきましょう、それから匿名性はやはり維持する必要がありますので、残っている個人名があればそこを消していきましょう、というような流れですね。

ひとつご相談になってくるのですが、対象者の方のページが4ページとか3ページとかあるかと思うのですが、一応公開をするという前提でありますので、ヒアリングの対象の方に「こうこういう形で公開することになると思います」ということで、一応確認を取った方が良いのかどうかについて、もしご意見あればいただきたいと思っております。

要旨を開示するという説明はしているわけですから、基本的に要旨を開示ということは了解されていると思うのですが、「ここまで開示されると思わなかった」といったような反応があっても困るので、少し時間を区切って先にお示ししておいて、「こういう方法で開示する予定であるから、もし異議がある場合には、1週間以内にご連絡をいただきたい」というような手続きを踏んだ方がいいかどうか、いかがでしょうか。

細川委員：どこまでの内容にするかというところで、異議があつたときに実際にどうするかというところでは、調整が必要になってくるだろうと思っておりますが、お見せすること自体はあつてもいいのかなと考えております。

松本会長：そうですね。今の提案も意見を伺うという趣旨で申し上げていて、その回答に従うという趣旨ではないので、トラブル防止とか、無用のトラブルを防ぐという趣旨で申し上げているところです。相高先生、何かございますか。

相高委員：事前に開示するというお話の上でヒアリングを受けていただいているので、先生方がおっしゃる通り、「こういう形で公開します」というものをお見せするというところではいいのかなと思っております。

松本会長：そこで「ここは・・・」というものがあつたら、それは一応耳を傾けて、確かに外したほうが良いところがあればそこを削っていき、それはあまり不相当であろうということであれば、それは意見としては承ったけれども、採用はしなかったというような形で進めていきましょう。

そうなりますと、速やかに「資料2」のヒアリング要旨の完成版を作らなければいけないということになりますので、そこを速やかに行っていき、対象者の方々に「このような形で開示することになります」ということをお伝えした上で、何か異議等あれば1週間か10日か分かりませんが、期限を決めてご連絡をいただき、その手続きが終わった段階でこのヒアリング要旨については、実際に公開していくということになるかと思っております。

ヒアリングの結果につきましては、大体以上にしたいと思っております。議事の1に関しては以上でよろしいですか。

相高委員：はい。

松本会長：事務局はご意見やご質問ございますか。

事務局（関谷）：特にございません。

(2) 答申に向けて

松本会長：では次の議事2に入っていきます。

答申に向けてということで、ヒアリングについては、公開に関する手続きは議事1で申し上げたとおりですが、我々委員としましては、すでにヒアリングを実施していて、その内容等について把握していますので、基本的には、このヒアリングなりヒアリング前の調査結果を踏まえて、答申の作成に進んでいく必要があるかなと思っているところでございます。

率直にご意見をいただきたいと思っているのですが、このヒアリングを実施した結果を踏まえて、どのような感想やご意見をお持ちになったのかを出していきながら、答申に向けた骨子というか、基本的なところは今日固めていければと思っているところです。

ヒアリングをやってみて、全体的な感想でも構いませんが、細川先生何かあればご発言お願いできますか。

細川委員：そうですね。全体として、大まかなざっくりとした感想ではありますが、聞いてみてそうなのかと思ったことは、当初から避難訓練が実施されていなかったり、防火管理者が選定されていなかったりといった期間があまりにも長かったのだろうといった点や、何名か気付いて防火管理者の選定等の指摘を受けながら行っていたということはあるものの、そこで引継ぎがうまくいかなかった、といったところがポイントになってくるのではないのかなと思います。

あとは立入検査等のところでございますが、それに関する意思疎通といったところももう少し密にできていれば防げたのかなという感想を持ちました。以上です。

松本会長：相高先生、同じように全体的な感想があればお願いします。

相高委員：基本的には細川先生がおっしゃったとおり、引継ぎがうまくいってなかったとか、そういった問題点がヒアリングで明確になったかなということと、この消防計画をどこが担当するかとか、そういった部分についても、どこの誰が担当して、部署の中でどういうふうにも共有できていたのかという部分がうまくなされていなかったところもあったというところがヒアリングで分かったところかなと思いました。

松本会長：ありがとうございます。おふたりの感想に私も近いのですが、まず、消防法の色々な制度や規制については、おそらく町全体として全く把握されていないのではないかなという感想を持ちましたよね。

避難訓練等がなされていないとかでももちろんそうなのですが、結局消防計画を作りましょうとか、防火管理者を選定しなければいけないとかというのは、細川先生もおっしゃったとおり、本来であれば色々な立入検査などもあったりしているので、どこかで気付ける部分なのかなという感じは正直しているのですが、どうも皆さん全員そういう消防法の規制とか、制度自体についてあまり詳しくないというか、ほとんど知らない方が全員だったのかなという感じですよ。ですから、そこが非常に特徴としては、ひとつ大きいところかなと感じたところでした。

それから、先生方がおっしゃるように引継ぎがうまくいっていないという表現もありましたが、これも本当に特徴的だと思っておりまして、今回、3年度分くらいに絞ってヒアリングをしているのですが、大体主担当の方々は、今でもこの問題については結構な記憶をお持ちであって、自分の任期中に頑張ったのだけれども終われなくて、引継ぎをしたのだけれども、引継ぎをした後のことは分からないし、うまくいかなかったということが大体感想として、そんな感じですよ。

主担当の方々を管理監督しているはずの上役というか、部長・課長というのは、ヒアリングの段階で正直、「もう覚えてない」、「全然記憶にない」、「何が問題なのか分からない」のような回答が非常に多かったと思ってしまして、引継ぎがうまくいっていないというのもひとつの表現かと思うのですが、立場のレベルで、過去に班長で、後々課長になった方は例外かもしれませんが、その方を除くと、本当に上の方は全然知らないような感じで、その立場の違いというのは非常に感じたところがありました。

それから、同じことを繰り返してしまっているというか、その現場の主担当の人は、結局問題は認識していて、頑張って取り組んだけれども、専門知識もないから抱え込みがちというか、問題を抱え込んでなかなか手がつけられなくて、時間切れになって、自分の時には片付けられなくて、引継書には書いたのだけれどという同じような話を何回も聞いたなという感じが正直しています。そこもはたから見ると、なんとかならなかったのかなという、もし、

もう1年～2年人事異動のサイクルが違えば、違った結果だったのかなと思うところです。

確かにその辺が、大きな柱になってくるかなという感じはしているところです。ほかにこういうところも柱だったのかなと思っているところがあれば、ぜひご発言いただければと思います。いかがですか。

細川委員：ひとまずこの辺が柱なのかなと思っています。

松本会長：そうしますと、今のような全体的な感想を踏まえて、答申というところにつなげていくとなれば、まず諮問内容としては原因究明というところと、再発防止というところになってきますので、原因究明というところで、どのような形で答申をまとめていくのがひとつ、今日のテーマになってくるかと思います。原因究明は今のようなところをまず柱に挙げていくということになりますかね。

細川委員：そうですね。まさに今言ったところが原因として主に挙げられるのかなと考えています。

松本会長：もう少し整理させていただきますと、一つは消防法やその制度についての認識が町全体で欠けていたという点ですかね。それから二つ目は、引継ぎがうまくいってないという引継ぎの問題、あるいは、管理職の方と現場の職員との意思疎通の問題というところになるのかなと思うのですが、主担当は認識していて、それを間違いなく引き継いでいるとおっしゃるのだけれども、引継書を見ているはずの課長職の方々に至っては、知らないとか分からないという部分が出てきたりして、そうすると、そもそもこの町の行政のあり方としての、人事のあり方や人事異動の際の引継ぎのあり方ということもつながってくると思います。このあたりにどうも問題があるのではないかという、そういう柱ですかね。

そして、もう一つは現場の主担当の方が、結局その問題を認識しながら、最後詰めきれずに終わってしまっているわけですから、柱とすれば同じなのでしょうが、その視点ですかね。部課長のレベルの視点から見ると、自分の部下に対する管理監督に不備があるというか、充分でないところがあったというところにつながっていくでしょうし、主担当レベルの現場レベルの職員からすれば、上への報告のあり方ですかね。あるいは、その抱えている問題の捉え方というのでしょうか。このあたりも少しあったのかなというところですかね。

答申書のイメージをまだ持っていないのですが、どのように作るのでしょうか。今のような原因の柱をベースに、ヒアリングの結果を整理していくということはあると思うのですが、ヒアリングをして、ヒアリングの結果が出ていて、ヒアリングの結果として殊更に嘘をついているという人はいなかったかなという感じがしているのですが、そこはいいですよ。

細川委員：はい。

松本会長：そのような前提のもとに、ヒアリングの結果から見えてくる点を挙げていくということになりますかね。

再発防止策は、もちろんもうすでに大槌町の方でも4点くらい挙げている点があるかと思います。再発防止策もあると思うのですが、それとは別に、この第三者委員会として取り上げるべき再発防止策があるかどうかということになってくると思うのですが、この辺りについてどうですかね。何か触れられるところがあれば、ご発言をお願いしたいなと思います。例えば再発防止策は、防火管理者の選任等々について一つの課で一括管理するような話が出ているのでしたか。

第1回の「資料2」の最後に、「公の施設の防火管理に関しては、企画財政課において、一括管理します」とか、資格取得職員について、「毎年度当初に研修会を開催し、スキルアップ等々図るとともに指摘改善事項の確認を行う」、総務課においては「防火管理者の選任を行った連絡を受けた場合には、辞令を適時に交付して責任と義務を明確に指示する」、それから「新採用職員に対しては、教育研修等を実施します」という再発防止策ですが、これらと違った視点での再発防止策というの、第三者委員会として述べるのであれば、ということになってくるかと思うのですが、先ほどの、原因のところを踏まえた上で、どのような再発防止策を考えていくか、何かご意見はございますか。

細川委員：単純に原因との結びつきを考えるとすると、知識不足とか、そういったところについては、今回町で見ているところでカバーされているのかなと思うのですが、人事といいですか、その辺の内部での意思疎通や引継ぎの点は、具体策というよりは注意喚起になってしまうかもしれませんが、一つ加えられる点なのかなと考えております。

松本会長：おっしゃるとおりだと思います。相高先生何かございますか。

相高委員：細川先生のおっしゃったとおり、内部のところについては、大槌町の挙げている4点とは別の視点にはなるので、そこは第三者委員会の意見として出してもいいと思いますし、この挙げられている4点に関しても、具体的なこういうことをやった方がいいという意見も出せるのであれば、それもいいのかなと思います。

松本会長：先ほど申し上げたのですが、消防法というものがあって、消防法である程度、こういう規制があってということ、例えば、立入検査というのは、数年に1回は必ず行っているはずなのではないかなと思っていて、このような部分で普通はなんとなく認識が広がって、深まっていくものではないかなと個人的に思うのですが、どうしてそれが大槌町では丸々抜けてしまっていたのかというところは気になっています。

原因の話に戻ってしまうのですが、やはり職員が大量に震災で犠牲になったりしていて、そういうノウハウが抜け落ちてしまっている部分もあったりするのかな、そういうことも関係しているのかなと思ったりするのですが、不思議なのです。

今回のヒアリングだと、津波の避難訓練があったような記憶があるけど、消防・火事の避難訓練はもう長い間やった記憶がないというのが大体の認識だったかなと思います。そのようなことからすると、おそらく火事を想定した避難訓練等を行ってなくて、避難訓練はおそらくずっと行っておらず、そこから感じることは、消防に関する法制度についてあまり詳しい方はずっといない状況が続いていたのかなと思います。

防火管理者の選任や消防計画のところについてもずっとなかったもので、考えにくいところですが、平成20年度では一応、Hさんが管理者になっていたのも、最低限の知識があったと思うのですが、どうしてその辺から漏れがない体制が作れなかったのかなというのは、未だに分からないことですね。

相高先生のご意見を踏まえて、全体的な知識不足や消防法規に関する理解を深めていく方策として、この挙げられている今後の対策を再発防止策に付け加えるところがあれば、それはやはり行っていくべきだろうというところですね。

もう一つ出てきている話としては、町の内部のあり方のところに問題の根っこがあるのではないかという話かと思うのですが、いかがでしょうか。私が非常に印象に残っているのは、どの年度か忘れてしまったのですが、明らかに主担当の方は「報告していました」と言っていて、明らかにその課長の人は「もう何も覚えていません」と言っていて、完全に認識が食い違っていました。そこまで対立するところは他にはあまりなかったかと思うのですが、はたから見てみると本当に大丈夫かなという思いが正直ありました。もちろん仕事のボリュームとして他にもたくさんあるでしょうし、忙しくて手が回らないことも正直あると思うのですが、どの年度においても間違いなく引継ぎはしているのだろうなと思いますし、引継書には書いて、引継書に書いてあるものを、記憶にないと言われてしまうと、なんとなく厳しいところがありますよね。そうすると、どちらかという記憶にないというか、そもそもそういう引継ぎをしたことの認識すらないような言いぶりだったという感じがしているものですから、あの辺はなんとかしないといけないなという思いはありました。

どこも地方公共団体というのは、色々な考えのもとに数年間で職員を異動させるということを行っています。あとは、この階級制というか、係長がいて、課長がいて、部長がいてみたいなピラミッド式の組織体系が出来ていると思うのですが、第三者委員会のヒアリングだけを見ていうのはどうかと思いますが、非常に上の方々が実際問題、本当に管理できるのだろうかというところは非常に気になるころではあります。何も知らないみたいな話が、すごく多かったかと思うので、そうするとピラミッド式の階層構造をとる意味が全然ないような気がしてしまうのです。その辺りは申し上げてもいいのかなというところですね。

あとはやはり引継ぎのあり方も少し工夫してほしいというところが正直な感想です。みんながみんな2～3年で異動して、終わらずに引継ぎをしまったという話をされるものですから、それも考えようによっては、1～2年延長してくれればよかったのではないかという言い方はしたくなるころですし、そういう人事施策があっても全然いいのではないかなと思います。その辺は感じたところですので、第三者委員会としては、この辺に少しポイントを置いた答申をしていくということになりますかね。

相高委員：はい。

松本会長：この答申に向けてということで、今申し上げたところを骨子にして起案して、ある程度締め切りも決めて答申書を完成させるというところまで考えなければいけないと思います。ヒアリングの公開の話は、同時並行でいいですね。ヒアリング公開の話は公開の話で進めて、こちらの答申の作成はどんどん進めていいと思いますので、それはやっていきましょう。そうすると、今日が3月の末ですから4月の末くらいを目途に1回完成させることを目標に作成していくということでよろしいですか。

細川委員：私は構いません。

相高委員：はい。

松本会長：作成をしてみたい方はいらっしゃるでしょうか。ご経験があつていいものがあれば、ぜひチャレンジしていただきたいなと思います。

細川委員：答申書自体は、書いたことはあります。別の自治体ですが、不服審査会だとかまさに書いているところです。

松本会長：並びとしては、誰かが起案してそれを持ち回りで検討し、手直しをして最終的に完成させるという流れでいいですね。

細川委員：はい。

松本会長：イメージとしては今日出たようなものを想定しているのですが、それを具体化していく作業ですね。文章化していく作業ということになるかと思います。事務局の方に確認しておきますが、答申書については特にこうした形式を希望するとかは特に町の方ではないですね。

事務局（関谷）：はい。特にこうしてくださいという決まりはございません。

松本会長：であれば、諮問内容に対して答申をするというところがあればいいと思いますので、具体的な中身はこちらでできることかと思えます。そうしましたら、時間が間に合うかどうか自信があまりないところではあるのですが、4月の末の完成を目指して4月の半ばぐらいまでを目途に私が1回原案を作ってみて、それについてご意見をいただくという流れにしましょうか。よろしいですか。完成が長引いてしまう場合には、その旨を事務局の方にもお伝えしますが、予定どおりでいけば、4月の末くらいに完成版ができますということになり、最後は答申書の提出ということになるかと思えます。

答申書の提出は、おそらく書面を送って終わりというわけにはいかないと思いますので、おそらく役場の方に私なり、あるいは全員で行くかという形で提出する作業があるかと思えます。先生方、何か提出に対してご意見ございますか。

細川委員：私は、そこについては一任します。

相高委員：特にないです。

松本会長：では、完成したものをどう提出するかについては、私と事務局の方で協議をして、提出はお任せいただくという形にしたいと思えます。一応進行も含めてですが、このような話であれば、起案をどんどん進めていき、その起案を完成させるということで、委員会の期日みたいなものは、今日で一応終了ということでよろしいですか。

細川委員：そうですね。公の場でお話しすること自体は、もう出尽くしたのかなと考えております。

松本会長：相高先生も同意見ということでよろしいですか。

相高委員：はい。

松本会長：確かにヒアリングの手続き的な部分については全て終わったわけですから、あとはこちらの判断内容ということになりますし、あえてこういう公開の期日を開く必要もなくなってきているのかなと思います。

そうしましたら一応確認ですが、ヒアリングの要旨の公開の部分につきましては、速やかに訂正等をした上で先生方に見ていただき、管理職の方に見ていただいた上で、最終的に公開をしていく。併せて、この議事2のところでは、ここで申し上げたような部分を骨子とした答申書を実際に起案してまとめて出していくという流れでよろしいですね。

相高委員：はい。

松本会長：起案に際して、ご意見を伺えればと思っているのですが、私はさっき申し上げたように大槌町の中の問題として、色々な問題点を感じたところではあるのですが、他方において、やはり震災の後で非常に職員が少なくなっていた部分もあるのではないかと、あるい

は通常では考えられない業務量になっているのではないかと、それから派遣職員がたくさんいて、町の職員の方々にも色々なご苦労があったような感じも正直しています。そういったところも側面としてはあるのかなと思っているのですが、そういう様々な、複合的な部分があって、こうなってしまったという捉え方もできなくはないかなと思いますし、やはり先ほどここで申し上げたように、どうも管理側の管理がそもそも機能しないのではないかという見方もあります。それから、現場の主担当の職員の方々の異動の問題など、色々構造的な問題はあるかなと思います。やはりこれは全部原因なのではないでしょうか。

細川委員：ヒアリングをしていた中では、当然要旨も出てきますが、おっしゃったとおり派遣職員がいて、その方々にやらせるわけにはいかないというような発言や、それよりも優先していたものがある、といったような発言は確かにあったので、因果関係自体はあったのかもかもしれませんが、大きい要因として捉えるものかどうかというところは、慎重になるべきかと考えております。

相高委員：両側面あると思うのですが、応援職員の方であったり、そういった部分の影響はあったにせよ、最低限ここは町の職員として把握しておかなければいけない消防法のところであったり、制度自体の根本的なところも若干知らないというところであったり、担当してないから分からないとか、そういった部分もあったかと思うので、応援職員がいたということはもちろん要因として原因としてはあると思うのですが、それに留まらず、それがあったとしても最低限の部分もどうだったかなという原因の一つになっているのではないかなと思います。

松本会長：ありがとうございます。今のお話では、要するに色々な原因があるにせよ、やはり最低限引継ぎ等がなされているものについての共有くらいは町全体でできたのではないかと、あるいは、現場担当の人が工夫をすることによって、もう少しうまく仕事を果たすことができたのではないかというイメージですかね。

相高委員：そうですね。あとは大槌町の今後の対策にも、当時、新採用職員に対して防火教育等の研修を実施しますということもあり、ヒアリングでもそういった研修はあったと思いますというお話もあったので、その部分は誰か気付かなかったのかなというところもあるの、町の職員として把握しておいていただきたかった部分も抜けたところがあるのかなというところも指摘してもいいのかなと考えます。

松本会長：ありがとうございます。非常にいま私の中では今回のヒアリングをした結果というのは、すごくシンプルな印象が残っていて、主担当の人とはとにかくそれなりに問題意識を持っていて、なんとか改善しようと思うのだけど、必ず時間切れで終わっているのです。そしてそれを相談したり、管理監督指導をできるはずの上の立場の方々には、例外的な人もいないわけではないのですが、ほとんどの方が把握されていないのです。

これはやはり忙しいこともあると思うのですが、やはり怖さを感じるというか、相高先生もおっしゃるとおり、法規制ですから、ここで対応に不備があると色々問題になってしまうところがあると思いますし、それは普通に気付くところだと思うのですが、それが上に上がっていないのであれば、それはそれで問題ですし、上がっていても対応していないのもまた問題ですし、その辺すごくこのヒアリングで感じたところです。もちろんある程度把握されている方もいたわけですから、そこは連携できたのかなとは思いますが、結局最後は時間切れになってしまっているところがありました。話が戻ってしましますが、人事異動の問題ですよね。期間ごとに変わってしまうところの問題と引継ぎの部分、特に上司部下関係のところ、少し問題があるということのポイントにしていくことは変わらないですね。分かりました。ありがとうございます。

このような感じで進めていきたいと思いますが、他に委員の皆さんで何かご発言あれば承りますが、いかがでしょうか。

細川委員：私からは特にございません。

相高委員：私からも特にございません。

松本会長：事務局の方で何か確認等ございますか。

事務局（関谷）：特にございません。

松本会長：そうしましたら、一応予定していた議事については以上になります。

○

(3) その他

松本会長：その他何かあればというところですが、特にはないですね。

細川委員：はい。

松本会長：事務局もありますか。

事務局（関谷）：ないです。

○

3 閉会

松本会長：そうしましたら、第三者委員会、第4回についてはこれで終了にしたいと思えます。この第三者委員会、こういう形での開催はおそらく今日で最後ということになりますので、あとは答申に向けて頑張っていきたいと思えます。引き続きよろしくお願ひします。今日はどうもありがとうございました。